



**新潟県条例第54号**

新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を改正する条例

新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改正後		改正前	
<b>別表第1（第8条、第10条関係）</b>					
区分	単位	基準額（円）		基準額（円）	
		大人（高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者及び障害者等	大人（高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者及び障害者等
(略)					
大会議室	基本額	1時間まで1室につき	3,260	基本額	1時間まで1室につき
		1時間を超え3時間まで1室につき	4,900		1時間を超え3時間まで1室につき
	加算額	3時間を超える1時間1室につき	3,260	加算額	3時間を超える1時間1室につき
		1時間まで1室につき	1,630		1時間まで1室につき
小会議室	基本額	1時間を超え3時間まで1室につき	2,440	基本額	1時間を超え3時間まで1室につき
	加算額	3時間を超える1時間1室につき	1,630	加算額	3時間を超える1時間1室につき
		1時間まで1室につき	1,630		1時間まで1室につき
		1時間を超え3時間まで1室につき	2,040		1時間を超え3時間まで1室につき
備考（略）					
<b>別表第2（第8条、第10条、第13条関係）</b>					
(1) プール施設の使用料（個人使用の場合）					
区分	単位	使用料（円）		使用料（円）	
		大人（高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者及び障害者等	大人（高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者及び障害者等
備考（略）					





